

令和5年度旭川市農業委員会9回総会議事録

- 1 開催日 令和6年1月25日(木曜日)
- 2 開催時間 午後4時00分開会 午後4時15分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 4 出席委員 23名
2番・北原 浩美 3番・松原 朗 4番・吉田 豪人 6番・佐藤 絢也
7番・佐藤 慎二 8番・川上 和幸 9番・小出 範之 10番・中島 張
11番・湯浅 光二 12番・楠 栄 14番・石尾 卓也 15番・只石 博幸
16番・柿木 和恵 17番・廣田 健太郎 18番・廣瀬 康行 19番・小竹 一茂
20番・山中 泰典 21番・千代 圭 22番・佐藤 博則 24番・高橋 一政
25番・前田 靖雄 26番・山田 孝 27番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 1番・橋本 幸博 5番・市田 敏行 13番・請川 幹恭
23番・鈴木 剛
- 6 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 正部川主任 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 16番・柿木 和恵 17番・廣田 健太郎
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (5) 報告第1号 あっせん候補者の登録について
 - (6) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第4号 令和5年農地の賃借料情報の作成及び公表について
 - (9) 報告第5号 現地目証明願について(専決)

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第9回総会を開会いたします。
- 本日の出席委員は23名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜 次長） 事務局
御報告申し上げます。
- 本日の総会に1番橋本委員、5番市田委員、13番請川委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 16番柿木委員、17番廣田委員の両委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ってまいります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページ及び2ページでございます。
- 番号1番ないし3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページないし3ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関して、担当地区委員からの補足説明を求めます。
- 委員（小竹 一茂） 19番・小竹 です。
- 番号3番について補足説明します。

本件については、昨年、譲渡人から、本件対象農地の現地目証明の願い出を受け、農地の判断を行い、同年11月の総会でその判断について審議、決定した上で、今回の許可申請に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし3番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の3ページ、番号1番をご覧ください。
本件は、第1種農地において、農家住宅を建築するものであります。
議案補足資料4ページの位置図を御覧ください。
申請地は東鷹栖公民館第三分館から北西へ約1.7kmに位置します。
次に、資料5ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には、住宅のほか、菜園、駐車場などが設置される計画です。
審査内容の概要につきましては、資料6ページの総括表に記載しています。
詳しくは資料7ページからの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第2号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の5ページ 番号1番を御覧ください。
本件は、第2種農地において、駐車場を整備するものであります。
議案補足資料9ページの位置図を御覧ください。
申請地は市立台場小学校から南東へ約0.6kmに位置します。
次に、資料10ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地は譲受人の既存事業地に隣接し、不足している駐車場及び駐車場の雪の堆積場が設置される計画です。
審査内容の概要につきましては、資料11ページの総括表に記載しています。詳しくは資料12ページからの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号ついて「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページないし14ページでございます。
所有権移転が、東旭川地区3件、利用権設定が、東鷹栖地区7件、西神楽地区5件、東旭川地区5件で17件、合計は20件となっております。
面積は、所有権移転が3.9ha、利用権設定が37.7ha、合計が41.6haでございます。
内容は、所有権移転は農地移動適正化あっせん事業に基づく売買が2件、

農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが1件、利用権設定は、期間満了による再設定が7件、解約再設定が1件、借主変更が7件、稼働力不足などを理由とした新規案件が2件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第5報告第1号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の該当ページは15ページでございます。
本件につきましては、東旭川地区で2件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただ今事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） では、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案の該当ページは17ページないし22ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に12件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区1件、永山地区1件、西神楽地区5件、東旭川地区5件となっております。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第7報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページないし27ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で4件、江神地区で1件、東旭川地区で6件、合計で11件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第4号「令和5年農地の賃借料情報の作成及び公表について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）

事務局。

日程第8報告第4号「令和5年農地の賃借料情報の作成及び公表について」を御説明いたします。議案の29ページ及び議案補足資料の14ページを御覧ください。

農地法第52条及び旭川市農業委員会農地の賃借料情報提供実施要領に基づき、令和5年1月から12月までに許可等を行った賃貸借を集約し、議案のとおり算出いたしました。

算出した結果は1月5日に議案補足資料のとおり、インターネットで公表したほか、今後、賃貸借契約が行われる際の参考として周知を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

では、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第9報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第9報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案の該当ページは31ページ及び32ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が7件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

では、報告第5号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第9回総会を閉会いたします。